

出入国管理及び難民認定法が日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）及び関係法律の規定に基づき、並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律を実施するため、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

第二章

### 経過措置 一元化を実現

備（第一条—第十条）  
十一條—第二十四条)

平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令  
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）及び関係法律の規定に基づき、並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律を実施するため、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

155

管  
法

第二項の規定による届出とみなされる届出を含む。)をした後に行うものとする。

(改正法附則第十三条第一項の申請等)

**第十二条** 改正法附則第十三条第一項の規定による申請は、別記第二号様式による申請書一通及び写真(申請の日前三月以内に撮影されたもので別表第一に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとする。以下同じ)一葉を提出して行わなければならない。  
前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又是在留資格証明書(入管法第二十条第四項に規定する在留資格証明書をいう。以下同じ。)を提示することができない予定中長期在留者(改正法附則第十三条第一項に規定する予定中長期在留者をいう。以下同じ。)にあっては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 旅券又是在留資格証明書

二 改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録証(四百二十二年三月三十一日以前に交付されたもの。以降の登録証は、本項の登録証とみなす。)

(改正法附則第十三条第一項の申請等)

**第十二条** 改正法附則第十三条第一項の規定による申請は、別記第二号様式による申請書一通及び写真（申請の日前二月以内に撮影されたもので別表第一に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとする。以下同じ。）一葉を提出して行わなければならない。前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書（入管法第二十条第四項に規定する在留資格証明書をいう。以下同じ。）を提示することができない予定中長期在留者（改正法附則第十三条第一項に規定する予定中長期在留者をいう。以下同じ。）にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 旅券又は在留資格証明書

二 改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）

三 入管法施行規則第十九条第四項の規定による資格外活動許可書（以下「資格外活動許可書」という。）の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書

四 改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）に十六歳に満たない予定中長期在留者について第一項の申請をする場合は、写真の提出を要しない。ただし、法務大臣が提出を要するとした場合は、この限りでない。

五 改正法附則第十三条第一項第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 特定活動の在留資格を決定された者であつて、亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの

二 特定活動の在留資格を決定された者であつて、駐日ペレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの

六 改正法附則第十三条第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とす

イ　当該予定中長期在留者が經營している機関、雇用されている機関若しくは研修若しくは教育を受けている機関若しくは当該予定中長期在留者が行う技能、技術若しくは知識（第十七条第二項第一号イにおいて「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体の職員又は外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人的認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財团法人を含む。第十七条第二項第一号イにおいて「公益法人」という。）の職員で、地方入国管理局長が適当と認めるもの  
ロ　弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの  
ハ　当該予定中長期在留者の法定代理人

二　前号に規定する場合のほか、予定中長期在留者が十六歳に満たない場合又は疾病その他のことにより自ら改正法附則第十三条第一項の規定による申請をすることができない場合において、当該予定中長期在留者の親族（当該予定中長期在留者と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該予定中長期在留者の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるもの、当該予定中長期在留者に代わって第一項に定める申請書等の提出及び第二項に定める旅券等の提示等に係る手続をする場合（イ及びロに掲げる者にあっては、当該予定中長期在留者は改正法附則第十三条第三項の規定により当該予定中長期在留者に代わってしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあっては、同項の規定により当該予定中長期在留者に代わってする場合を除く。）であつて、地方入国管理局長において相当と認めること。

期在留者は併せて第一項に定める申詒書等の提出及び第二項に定める旅券等の提示等に係る手続をする場合（イ及びロに掲げる者にあつては、当該予定中長期在留者又は改正法附則第十三条第三項の規定により当該予定中長期在留者に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該予定中長期在留者に代わつてする場合を除く。）であつて、地方入国管理局長において相当と認めること。

イ 当該予定中長期在留者が經營している機関、雇用されている機関若しくは研修若しくは教育を受けている機関若しくは当該予定中長期在留者に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該予定中長期在留者に代わつてする場合を除く。）であつて、地方入国管理局長において相当と認めること。

ロ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

ハ 当該予定中長期在留者の法定代理人

7  
改正法附則第十三条第五項の規定により同条第一項の規定による申請とみなされる申請に基づき同条第六項の規定により交付する在留カードに係る入管法第十九条の四第二項に規定する法務省令で定める法令の規定は、旧外国人登録法第六条第一項、第六条の二第一項及び第二項並びに第十一条第一項とする。

(調書の作成)

**第十三条** 入国審査官又は入国警備官は、改正法附則第十四条第二項の規定により関係人に対し出頭を求めて質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調書を作成することができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調書を作成したときは、当該関係人に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。この場合において、当該関係人が署名することができないときは、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記しなければならない。

(改正法附則第十五条第三項の申請等)

**第十四条** 改正法附則第十五条第三項の規定による申請は、別記第三号様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならぬ。

2 前項の申請に当たつては、次に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない中長期在留者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

1 旅券又は在留資格証明書

2 改正法附則第十五条第一項の規定により在留カードとみなされる登録証明書

3 資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書

3 十六歳に満たない中長期在留者について第一項の申請をする場合は、写真の提出を要しない。

(改正法附則第十六条第一項の申請等)

**第十五条** 改正法附則第十六条第一項の規定による申請は、別記第四号様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。

2 前項の申請に当たつては、次に掲げる書類を

二 資格外活動許可書の交付を受けている者にあっては、当該資格外活動許可書

十六歳に満たない中長期在留者について第一項の申請をする場合は、写真の提出を要しない。ただし、法務大臣が提出を要するとした場合、この限りでない。

改正法附則第十六条第二項の規定により同条第一項の規定による申請とみなされる申請に基づき同条第三項の規定により交付する在留カードに係る入管法第十九条の四第三項に規定する法務省令で定める法令の規定は、旧外国人登録法第三条第一項及び第七条第一項とする。

(改正法附則第十七条第一項の届出等)

**第十六条** 改正法附則第十七条第一項の規定による届出 (同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。) 又は改正法附則第十八条第一項の規定による届出 (同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。) は、別記第五号様式による届出書一通を提出して行わなければならない。

(出頭を要しない場合等)

**第十七条** 改正法附則第十九条第一項において準用する入管法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合 (改正法附則第十七条第一項及び第十八条第一項の規定による届出並びに改正法附則第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する入管法第十九条の七第二項の規定により返還される在留カードの受領に係る場合に限る。) は、中長期在留者若しくは改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第二項の規定により中長期在留者に代わってしなければならない者がから依頼を受けた者 (当該中長期在留者の十六歳以上の親族であつて当該中長期在留者と同居するものを除く。) 又は中長期在留者の法定代理人が当該中長期在留者に代わって改正法附則第十九条第一項に規定する行為 (改正法附則第十七条第一項及び第十八条第一項において準用する入管法第十九条の八第二項に規定する行為) をする場合 (中長期在留者の法受領に限る。) をする場合 (中長期在留者の法定代理人又は在留資格証明書を提示することからきて旅券又は在留資格証明書を提出しなければならない。

2  
改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第三項に規定する法定代理人が改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第二項の規定により当該中長期在留者に代わってする場合(を除く。)とする。  
改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第三項に規定する行為をする場合(イ及びロに掲げる者にあっては、当該中長期在留者又は改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第二項の規定により当該中長期在留者に代わってする場合(を除く。)である。)は、次の各号に掲げる場合とす  
一 次のイからハまでに掲げる者が、中長期在留者に代わって別表第二の上欄に掲げる行為の区分に応じそれ同表の下欄に掲げる行為をする場合(イ及びロに掲げる者にあっては、当該中長期在留者又は改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第二項の規定により当該中長期在留者に代わってしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあっては、改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第二項の規定により当該中長期在留者に代わってする場合(を除く。)であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。  
イ 当該中長期在留者が経営している機関雇用されている機関若しくは研修若しくは教育を受けている機関若しくは当該中長期在留者が行う技能等を修得する活動の監理を行う団体の職員又は公益法人の職員で  
ロ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの  
ハ 当該中長期在留者の法定代理人  
二 前号に規定する場合のほか、中長期在留者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第二の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該中长期在留者の親族(当該中長期在留者と同居する十六歳以上の者を除く。)又は同居者(当該中长期在留者の親族を除く。)若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、当該中長期在留者に代わって当該行為の区分に応じそれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

三 改正法附則第十五條第四項又は第十六條第三項の規定により交付される在留カードの受領については、改正法附則第十五條第三項又は第十六條第一項の規定による申請があつた日に、当該申請をした外国人に対し改正法附則第十五条第四項又は第十六条第三項の規定による在留カードの交付をしない場合であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

4 改正法施行日前に入管法施行規則第六条の二第四項第二号又は第十九條第三項第二号の規定により地方入国管理局長に届け出た者は、前項第一号ロの規定により地方入国管理局長に届け出た者とみなす。

改正法附則第十九條第一項に規定する行為（改正法附則第十七条第一項及び第十八条第一項の規定による届出並びに改正法附則第十七条第一項の規定による在留カードの受領に限る。）を、改正法附則第十九條第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第二項の規定により中長期在留者に代わつてしてしなければならない者であることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

改正法附則第十九條第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第三項の規定により中長期在留者が自ら出頭して改正法附則第十九條第一項に規定する行為（改正法附則第十七条第一項及び第十八条第一項の規定による届出並びに改正法附則第十七条第二項及び第十八条第一項の規定により中長期在留者に代わつて当該行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明を行なわなければならない。（在留資格の取消の規定の準用）

3 前項の申請に当たつては、旅券及び登録証明書を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない特別永住者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

4 改正法施行日に十六歳に満たない特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下同じ。）について第一項の申請をする場合は、写真の提出を要しない。ただし、法務大臣が提出を要するとした場合は、この限りでない。

5 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号。以下「整備及び経過措置政令」という。）

第二十二条第一項の規定により市町村の長が写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付する書類は、第二項の規定により提示された旅券とする。

改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次のイ又はロに掲げる者が、特別永住者に代わって第一項に定める申請書等の提出及び第二項に定める旅券等の提示等に係る手続をする場合（イに掲げる者にあつては、当該特別永住者又は改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第三項の規定により当該特別永住者に代わってしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ロに掲げる者にあつては、改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第三項の規定により当該特別永住者に代わつてする場合を除く。）

イ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

ロ 当該特別永住者の法定代理人

3  
改正法施行日に十六歳に満たない特別永住者  
(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離  
脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成  
三年法律第七十一号。以下「特例法」という。)  
に定める特別永住者をいう。以下同じ。)につ  
いて第一項の申請をする場合は、写真の提出を  
要しない。ただし、法務大臣が提出を要すると  
した場合は、この限りでない。

4  
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平  
和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出  
入国管理に関する特例法の一部を改正する等の  
法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置  
に関する政令(平成一十三年政令第四百二十一  
号。以下「整備及び経過措置政令」という。)  
第二十二条第一項の規定により市町村の長が写  
しを作成し、当該写しを法務大臣に送付する書  
類は、第二項の規定により提示された旅券とす  
る。

5  
改正法附則第二十七条第三項において準用す  
る改正法附則第十三条第四項に規定する法務省

令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。  
一 次のイ又はロに掲げる者が、特別永住者に代わって第一項に定める申請書等の提出及び

第二項に定める旅券等の提示等に係る手続をする場合（イに掲げる者にあっては、当該特別永住者又は改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第三項の規定により当該特別永住者に代わってしなければならない者の依頼によりする場合に限り、口に掲げる者にあつては、改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第三項の規定により当該特別永住者に代わつてする場合を除く。）弁護士又は行政書士で所属する弁護士会

又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの  
当該特別永住者の法定代理人

二 前号に規定する場合のほか、特別永住者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら改正法附則第二十七条第一項の規定による申請をすることができない場合における

いて、当該特別永住者の親族（当該特別永住者と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該特別永住者の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で法務大臣が適当と認めるものが、当該特別永住者に代わって第一項に定める申請書等の提出及び第二項に定める旅券等の提示等に係る手続をするとき。

改正法附則第二十七条（第五項を除く。）の規定の施行の日前に入管法施行規則第六条の二第四項第二号又は第十九条第三項第二号の規定により地方入国管理局長に届け出た者は、前項第一号イの規定により地方入国管理局長に届け出た者とみなす。

改正法附則第二十七条第一項の規定による申請を、同条第三項において準用する改正法附則第十三条第三項の規定により特別永住者に代わってようとする者は、市町村の長に対し、改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第三項の規定により特別永住者に代わってしなければならない者であることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第四項の規定により特別永住者が自ら出頭して改正法附則第二十七条第三項において規定する行為を行ふことを要しない場合において、当該特別永住者に代わって当該行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

改正法附則第二十七条第四項の規定により同一条第一項の規定による申請とみなされる申請に基づき同条第五項の規定により交付する特別永住者証明書（特例法第七条に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）に係る特例法第八条第三項に規定する法務省令で定める法令の規定は、旧外国人登録法第六条第一項、第六条第二項及び第二条第一項並びに第十二条第一項とする。

（改正法附則第二十八条第三項の申請等）

**第二十一条** 改正法附則第二十八条第三項の規定による申請は、別記第十六号様式による申請書等一通及び写真一葉を提出して行わなければならぬ。

項に定める申請書等の提出及び第一項に定める旅券等の提示等に係る手続をするとき。  
改正法附則第二十七条（第五項を除く。）の規定の施行の日前に入管法施行規則第六条の二第四項第二号又は第十九条第三項第二号の規定により地方入国管理局長に届け出た者は、前項第一号イの規定により地方入国管理局長に届け出た者とみなす。

改正法附則第二十七条第一項の規定による申請を、同条第三項において準用する改正法附則第十三条第三項の規定により特別永住者に代わつてしようとする者は、市町村の長に対し、改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第三項の規定により特別永住者に代わつてしなければならない者であることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第四項の規定により特別永住者が自ら出頭して改正法附則第二十七条第一項に規定する行為をすることになつて、陽古今

一項に規定する行為を行ふことを要しない場合は、当該行為を以て、当該特別永住者に代わつて当該行為をしようとする者は又は第一項に定める申請書等の提出及び第二項に定める旅券等の提示等に係る手続をしようとする者は、市町村の長にに対する

し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。  
改正法附則第二十七条第四項の規定により同一条第一項の規定による申請とみなされる申請に基づき同条第五項の規定により交付する特別永住者証明書（特例法第七条に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）に係る特例法第八条第三項に規定する法務省令で定める法令の規定は、旧外国人登録法第六条第一項、第六条の二第一項及び第二項並びに第十二条第一項と

**第二十一条** 改正法附則第二十八条第三項の規定等による申請は、別記第十六号様式による申請書

一通及び写真一葉を提出して行わなければなら  
ない。

明書とみなされる登録証明書を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない特別永住者にあっては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

十六歳に満たない特別永住者について第一項の申請をする場合は、写真の提出を要しない。

整備及び経過措置政令第二十三条第一項において準用する整備及び経過措置政令第二十二条の規定により市町村の長が写しを作成し、当該写しを出入国在留管理庁長官に送付する書類は、第二項の規定により提示された旅券とする。

(改正法附則第二十九条第一項の申請等)

**第二十二条** 改正法附則第二十九条第一項の規定による申請は、別記第十七号様式による申請書類一通及び写真一葉を提出して行わなければならぬ。

前項の申請に当たつては、旅券を提示しなければならない。この場合において、これを提示することができない特別永住者にあっては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

前条第三項の規定は、第一項の申請の場合に準用する。

整備及び経過措置政令第二十四条第四項において準用する整備及び経過措置政令第二十二条の規定により市町村の長が写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付する書類は、第二項の規定により提示された旅券とする。

改正法附則第二十九条第二項の規定により同一条の規定による申請とみなされる申請に基づき同条第三項の規定により交付する特別永住者の証明書に係る特例法第八条第三項に規定する法務省令で定める法令の規定は、旧外国人登録第三条第一項及び第七条第一項とする。

(改正法附則第三十条第一項の届出)

**第二十三条** 改正法附則第三十条第一項の規定による届出(同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。)又は第三十一条第一項の規定による届出(同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。)は、別記第十八号様式による届出書一通を提出して行わなければならない。

(出頭を要しない場合等)

二 前号に規定する場合のほか、特別永住者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第三の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該特別永住者の親族（当該特別永住者と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該特別永住者の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で出入国在留管理庁長官が適当と認めるものが、当該特別永住者に代わって当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

改正法施行日前に入管法施行規則第六条の二第四項第二号又は第十九条第三項第二号の規定により地方入国管理局長に届け出た者は、前項第一号イの規定により地方入国管理局長に届け出た者とみなす。

改正法附則第三十二条第一項に規定する行為を、同条第二項において準用する特例法第十九条第二項の規定により特別永住者に代わってしようとする者は、市町村の長に対し、改正法附則第三十二条第二項において準用する特例法第十九条第二項の規定により特別永住者に代わってしなければならない者であることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

改正法附則第三十二条第二項において準用する特例法第十九条第三項の規定により特別永住者が自ら出頭して改正法附則第三十二条第一項に規定する行為を行うことを要しない場合にはおいて、当該特別永住者に代わって当該行為をしようとする者又は別表第三の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

（施行期日）  
**第一条** この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三一日法務省令  
第一八号）  
この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年一二月二六日法務省令  
令第四六号）  
この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月一五日法務省令  
第七号）  
（施行期日）  
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）  
**第二条** この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、申出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後のそれぞれの省令（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

**第三条** 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

**第四条** この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され、証印され、作成され又は発付された通知書、証明書、命令書、許可書、証印、調書、収容令書、退去強制令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。

（第一条の規定による出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第五条** 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七条第一項の規定により旅券以後日在留力ードを交付する旨の記載を受けた中長期在留者

(在留カードの交付を受けた者を除く) であつて、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第十一條第二項の規定により旅券に当該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号を記載されたものに係る出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成三十年法律第百二号)による改正後の出入国管理及び難民認定法第十九条の十八第一項の届出におけるこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条の十七第一項及び第十九条の十八第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「在留カードの番号」とあるのは、「旅券に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)第十一條第二項の規定により記載された当該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号」とする。

画又は企業単独型適正監理計画に基づき、当該機関との契約に基づいて造船業務に従事する活動を指定されたものに限る。)をもつて在留していた者が、当該機関との契約に基づいて、引き続き当該機関において当該在留していたときと同種の業務に従事する活動のこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第二十一条の二の特定技能の在留資格をもつて本邦に在留した期間についても、前項と同様とする。

(第二条の規定による被収容者処遇規則の一部改正に伴う経過措置)

**第七条** この省令による改正後の被収容者処遇規則第四十一条の三の規定は、この省令の施行日後にされた被収容者処遇規則第四十一条の二第二項の規定に基づく判定に係る異議の申出について適用し、同日前にされた被収容者処遇規則第四十一条の二第二項の規定に基づく判定に係る異議の申出については、なお従前の例による。

(第三条の規定による出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

**第八条** 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて行う同表の技能実習の下欄第二号イ又は同表第一の二の表に掲げる活動のいずれかを良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる者については、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第一号にただし書に該当するものとみなす。

**第九条** この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第六号の規定の適用については、前条第二項に規定する特定活動の在留資格で在留していた者も同様とする。

**第十一条** この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第一号による改正前の入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の様式による証票は、当分の間、この省令による改正後の入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の様式により交付された証票とみなす。

(附) 則 (令和元年六月二八日法務省令第一号)  
(施行期日)

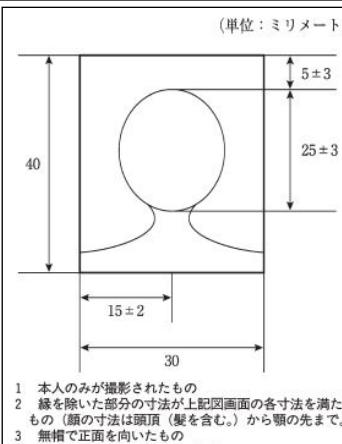
(経過措置)

**第一条** この省令は、令和元年七月一日から施行する。

**第二条** この省令の施行の際現に行われている「旧省令」という。に規定する様式による申請、申し出その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)は、この省令による改正後のそれぞれの省令(以下「新省令」といふ。)に規定する相当様式の書面とみなす。

**第四条** この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され、作成され又は発付された通知書

別表第一（第十二条関係）		別表第二（第十七条関係）	改正法附則第十三条第六項第十五条第四項又は第十六条第三項の規定により交付される在留カードの受領
中長期在留者が自ら出頭して行うこととされている行為	当該中長期在留者に代わってする行為	<p>（単位：ミリメートル）</p> <p>1 本人のみが撮影されたもの 2 線を除いた部分の寸法が上記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂（髪を含む。）から顎の先まで）。 3 無精で正面を向いたもの 4 背後（影を含む。）がないもの 5 鮮明であるもの</p>	<p>この省令による改正前のそれぞれの省令（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請等の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後のそれぞれの省令（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。</p> <p>この省令の施行前に、旧省令の規定により作成された文書の効力については、なお従前の例による。</p>



改正法附則第十五條第一項の規定による申請	改正法附則第十六條第一項に定める申請	第十五條第一項に定める申請	第二項に定める旅券等の提示等に係る手續	提示等に係る手續
一項の規定による申請	一項の規定による申請	申請書等の提出及び同条	第二項に定める旅券等の提示等に係る手續	第二項に定める旅券等の提示等に係る手續
三項の規定による申請	三項の規定による申請	申請書等の提出及び同条	第二項に定める旅券等の提示等に係る手續	第二項に定める旅券等の提示等に係る手續
別表第三（第二十四条関係）	改正法附則第二十七条规定	この項の上欄の規定により	この項の上欄の規定により	この項の上欄の規定により
特別永住者が自ら出頭して行うこととされる行為	第五項、第二十八条第一項に定める特別永住者に代わつてする行為	当該特別永住者に代わつてする行為	当該特別永住者に代わつてする行為	当該特別永住者に代わつてする行為
改正法附則第二十九条规定	四項又は第二十九条第一項に定める特別永住者に代わつてする行為	証明書の受領に係る手続	証明書の受領に係る手続	証明書の受領に係る手続
改正法附則第二十九条规定	三項の規定により交付される特別永住者証明書の受領	三項の規定により交付される特別永住者証明書の受領	三項の規定により交付される特別永住者証明書の受領	三項の規定により交付される特別永住者証明書の受領
改正法附則第二十九条规定	第三項の規定による申請	第一十一條第一項に定められた申請書の提出及び同条	第一十一條第一項に定められた申請書の提出及び同条	第一十一條第一項に定められた申請書の提出及び同条
改正法附則第二十九条规定	第一項の規定による申請	第二項に定める旅券等の提示等に係る手續	第二項に定める旅券等の提示等に係る手續	第二項に定める旅券等の提示等に係る手續
改正法附則第二十九条规定	第一項の規定による申請	第二十二条第一項に定めた申請書等の提出及び同条	第二十二条第一項に定めた申請書等の提出及び同条	第二十二条第一項に定めた申請書等の提出及び同条
改正法附則第二十九条规定	第一項の規定による申請	第二項に定める旅券等の提示等に係る手續	第二項に定める旅券等の提示等に係る手續	第二項に定める旅券等の提示等に係る手續
改正法附則第二十九条规定	第一項の規定による申請	提示等に係る手續	提示等に係る手續	提示等に係る手續

## 別記第一号様式（第十一条関係）

在留カード後日交付  
日本国入国審査官

(注) 縦16ミリメートル、  
横36ミリメートルとする。

## 別記第二号様式（第十二条関係）

日本国政府法務省

在留カード交付申請書		写 真
出入国管理及び難民認定法及び日本國との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の在留カード交付に関する特例の一部を改正する等の法律別則第16条第1項の規定に基づき、次のとおり在留カードの交付を申譲します。		
1 国籍・地域	2 生年月日	年 月 日
3 氏名	4 性別	男・女
5 住居地		
6 外国人登録証明番号		
7 資格外活動許可の有無 有・無		
8 代理人		
山川 名	日本入との關係	
住所 所		
以上の記載内容は事実と相違ありません。申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日		
年 月 日		
注記 申請作成時までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を記入し、署名すること。		
※ 旅次者		
山川 名	2 旅次 所	
注記 旅次等（船舶等については、本人との關係） (旅次番号) (携帯電話番号)		

## 別記第三号様式（第十四条関係）

日本国政府法務省

在留カード交付申請書		写 真
出入国管理及び難民認定法及び日本國との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の在留カード交付に関する特例の一部を改正する等の法律別則第3項の規定に基づき、次のとおり在留カードの交付を申譲します。		
1 国籍・地域	2 生年月日	年 月 日
3 氏名	4 性別	男・女
5 住居地		
6 外国人登録証明番号		
7 資格外活動許可の有無 有・無		
8 代理人		
山川 名	日本入との關係	
住所 所		
以上の記載内容は事実と相違ありません。申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日		
年 月 日		
注記 申請作成時までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を記入し、署名すること。		
※ 旅次者		
山川 名	2 旅次 所	
注記 旅次等（船舶等については、本人との關係） (旅次番号) (携帯電話番号)		

## 別記第四号様式（第十五条関係）

日本国政府法務省

在留カード交付申請書		写 真
出入国管理及び難民認定法及び日本國との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の在留カード交付に関する特例の一部を改正する等の法律別則第16条第1項の規定に基づき、次のとおり在留カードの交付を申譲します。		
1 国籍・地域	2 生年月日	年 月 日
3 氏名	4 性別	男・女
5 住居地		
6 外国人登録証明番号		
7 資格外活動許可の有無 有・無		
8 外国人登録証明番号の所持を失った理由（外国人登録証明番号の交付を受けた者に報する）		
9 代理人		
山川 名	日本入との關係	
住所 所		
以上の記載内容は事実と相違ありません。申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日		
年 月 日		
注記 申請作成時までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を記入し、署名すること。		
※ 旅次者		
山川 名	2 旅次 所	
注記 旅次等（船舶等については、本人との關係） (旅次番号) (携帯電話番号)		

別記第五号様式（第十六条関係）

日本国政府法務省

住居地届出書	
後藤 大樹 様	
上記の記入事項及び履歴書認定並びに日本との平和条約に基づき日本の國籍を離れた者等の出入國規制に関する特別の一部改正並びにその他の法律別表第1項又は第16条第1項の規定に基づき、 のり日本国籍を有する旨記載。	
該当する届出にチェックしてください。	
<input type="checkbox"/> ①外國人登録証明書(外)個人登録証明書(外)第1項 (財政別表第1項)	
<input type="checkbox"/> ②外國人登録証明書第3条第1項の申請をしていない場合の花形登録書(外)第14条第1項	
1 國籍・本籍地	2 生年月日 年 月 日
3 氏名	
4 性別 男 / 女	
5 外國人登録証明書番号又は駐カード番号	
6 現在の居所地	
7 現在の仕事場を定めた日 年 月 日	
8 代理人	
9 田代名	□本人との関係
10 住 所	
以上の記入内容は筆者と相違ありません。 届出人の署名: 田代大樹	
年 月 日	
注記 该当作成後は必ず正味に記載いたし物。届出人が変更届出を以て、削除すること。	
市 村 町 記 識 製	

別記第六号様式（第十九条関係）

許可状請求書	
年月日	
裁判所裁判官殿	
出入在留管理局	出入在留管理局
出入警備官	印
<p>下記容疑者に対する出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理局に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第75号)、同附則第24条に規定する地方別制則事該当容疑事件につき、許可状の発行を請求する。</p>	
容疑者名	

別記第七号様式（第十九条関係）

苦惱事実の要旨及び該當法条	
監禁すべき場所、根拠すべき場所、身体又は精神の拘束又は押さえすべき物件	
必要とする効果期間及びその事由	
日の出頭、日没後に行う必要があるときその旨及び事由	



別記第十七号様式（第二十二条関係）

別記第十八号様式（第二十三条関係）

附記第十八号様式(第二十三条同様)		日本国政府代表者
住 席 地 基 出 口		
出入口在留管理費支拂 費		
外人登録手帳登録証明書及び本人の平成令番に基づき登録を離れた者の出入口登録に関する規則第11条第1項に定める場合の登録証明書を提出する場合は、登録証明書と併せて提出する。		
備考(当該登録に付随してのもの)		
<input type="checkbox"/> □ ① 日本国 人 民 稽 賢 (例) 人 民 稽 賢 第 4 条 (第 1 項) (別紙第20表第1項) に記載された在留地點在留地に該当しない場合の在留地提出 (別紙第21表第1項)		
<input type="checkbox"/> □ ② 外人登録手帳登録証明書第1項の申請をしていない場合の在留地提出 (別紙第21表第1項)		
1 國 種 / 域	2 生年月日	3 年 月 日
氏 名		
性 別	男 ♂	
内国人登録手帳登録証明書又は特別在住者証明書等号		
現在の在留地點		
現在の在留地點変更のたび	年	月
代理人	(1) 氏 名 _____ (2) 本人との関係 _____ (3) 住 所 _____	
以上と異なれば在留登録を離れる旨 本人の捺印/指紋捺印		
年 月 日		
B-2 在留登録の離れる旨の登録証明書の提出の場合は、個人用封筒封入の上、提出すること。		
次回刊行期 間		